沸増型電気温水器契約

2025年４月１日　実施

中部電力ミライズ株式会社

Ⅰ　本　　則

１　適　　用

(1) この個別要綱の沸増型電気温水器契約は，毎日午後５時から翌日の午前７時までの時間を限り，別表１（沸増型電気温水器）に定める主として夜間時間に通電を行なうよう制御できる電気温水器（以下「沸増型電気温水器」といいます。）を使用する需要で，契約容量が50キロボルトアンペア未満であり，かつ，この個別要綱実施の際現に個別要綱の沸増型電気温水器契約（2024年４月１日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) この個別要綱は，基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）とあわせて適用いたします。

２　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

３　契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力）といたします。

４　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(1) 沸増時間

毎日午後５時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間をいいます。

５　供 給 条 件

(1) 他の個別要綱により電気の供給を受ける負荷設備と同一の負荷設備を使用することはできません。

(2) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(3) 契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

６ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	420円14銭

(2) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ　沸増時間

１キロワット時につき	26円02銭

ロ　夜間時間

１キロワット時につき	16円11銭

(3)　最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その１月の料金は，次の金額および別表３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
１契約につき	374円15銭

７　そ　の　他

(1) 技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，１需要場所において，この個別要綱以外の個別要綱による電気の供給と，この個別要綱による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(2) その他の事項については，次に定める場合を除き，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

イ　次のいずれかに該当する場合には，基本要綱37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ｲ) 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

(ﾛ) 契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合

ロ　基本要綱44（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）に定める事項については，適用い

たしません。

ハ　基本要綱６（需給契約の申込み）(2)に定める事項については，適用いたしません。

(3) この個別要綱の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ　実 施 細 目

１　沸増型電気温水器

当社は，別表１（沸増型電気温水器）に定める沸増型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，沸増型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

２　契 約 容 量

契約負荷設備の入力換算容量（ボルトアンペア）は，銘板表示の定格消費電力の値といたします。ただし，銘板表示の不明確なものについては，実測した値によります。

３　供 給 条 件

契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

附　　則

１　実 施 期 日

この個別要綱は，2025年４月１日から実施いたします。

２　需給契約の単位にかかわる取扱い

技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，本則７（その他）(1)にかかわらず，特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。なお，供給約款を変更した場合には，変更後の約款といたします。）による電気の供給と，この個別要綱による電気の供給とをあわせて受けることができます。

別　　表

１　沸増型電気温水器

沸増型電気温水器とは，次の⑴または⑵に該当するものをいいます。

⑴ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ　沸増時間に残湯量が少量となったときに限り，沸増時間に通電を行なうこと。

ロ　お客さまが夜間時間開始時刻までに必要とされる湯量をこえて沸きあげないよう制御できること。

⑵ ⑴に準ずる場合で，当社が認めたもの。

２　燃料費調整

⑴ 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0275

β＝0.4792

γ＝0.4275

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45{,}900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45{,}900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	23銭3厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

３　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。